

倉敷市水道局入札契約制度改正

平成30年12月21日

倉敷市水道局の入札契約制度について次のとおり改正します。

1 入札参加資格審査申請書（指名受付）の廃止について

水道施設工事（送・配水管布設工事）の入札参加資格審査申請書の受付を行わないこととします。平成31年6月以降は、倉敷市契約課の業者名簿を活用します。水道施設工事への入札参加を希望する方は、当該年の2月中に倉敷市契約課へ入札参加資格審査申請書の提出をよろしくお願いいたします。

なお、水道施設工事の指名競争入札に参加を希望する場合は、次項の資料提出を遺漏なきようよろしくお願いいたします。

※ 漏水調査業務の入札参加資格審査申請書の受付は従来どおり行います。

2 指名競争入札参加希望者の資料届出について

水道施設工事の指名競争入札に参加を希望する場合、資料（別紙1）の届出を求めることとします。（一般競争入札にのみ入札参加を希望する方は、追加資料の届出は不要です。）

なお、指名競争入札において棄権（無断欠席）をした場合は、以後の入札において、指名をしない可能性があるため、入札に参加できない場合は、開札までに電子入札システム上で「辞退」の処理を忘れないようにしてください。

（1）届出者の要件

市内業者及び準市内業者（定義は下段参照）

（2）届出先

倉敷市水道局水道総務課

（3）届出時期

平成31年2月1日以降。ただし、倉敷市契約課の入札参加資格審査申請書受付期間内に、倉敷市指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉敷市水道局管理規程第1号）第6条の規定による倉敷市指定給水装置工事事業者証の交付を受けていること。

(4) 適用期間

届出書を受け付けた日の翌日から業者名簿の適用期間の末日（５月３１日）まで

3 工事成績の反映について

平成３１年６月以降は、倉敷市建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱（平成元年倉敷市告示第２０７号）第６条第１項の規定による点数の合計値に倉敷市水道事業の建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱（平成３年倉敷市水道局告示第１１号）に規定する前年度工事成績評定点の平均点（業種別）に応じ、付加される加減点数を反映させた点数を水道局の入札参加における総合値とします。

【定義】

- ・ 市内業者とは、市内に本社又は本店を有する者をいう。
- ・ 準市内業者とは、市内に支店又は営業所を有する者のうち、平成１１年４月１日以降に倉敷市水道局発注（旧真備町発注工事を除く。）の水道施設工事について実績を有する者であって、次のいずれかを満たすものをいう。
 - ① 平成１０年３月３１日までに指定を受けた倉敷市水道局指定工事店であって、届出により倉敷市指定給水装置工事事業者として指定を受けた者（倉敷市指定給水装置工事事業者規程附則第２条）
 - ② 旧真備町において施工実績を有していた町外業者のうち、１市２町合併日後に市内に契約締結先となる支店又は営業所を有する者

（問合せ先）

倉敷市水道局水道総務課

電話 086-426-3655, FAX 086-427-7271